



昭和25年10月31日印刷
昭和25年11月1日発行

奈良市民だより
【第三號】

発行所 奈良市役所広報文書課
編集兼発行人 川尻利一
印刷所 奈良共同印刷

奈良国際文化
観光都市建設法 公布に際して

奈良市長 片岡 安太郎

奈良国際文化観光都市建設法は、市民の皆様の絶大な御支援により、好成績をもって住民投票を終り、去る十月二十一日法律第二百五十号をもって公布施行せられたのであります。奈良市はこの法律によつて、今後国際文化観光都市の建設にスタートを切つたのであります。この法律ができたからといって直ちに文化観光都市ができていくわけにはいきません。ただこれによつて奈良市は、将来世界的な文化都市、観光都市として建設されるべきこととなる。今後の奈良市の進むべき道は、この法律の指示通り、市民の皆様の協力と國その他あらゆる関係機関の協力を得る限り、市長たる私以下市当局の不断的努力によつて、文化観光都市にふさわしい市民として、教育あ

縣教育委員選舉

正しい民主教育は

十一月十日には

皆んなそろつて投票しましょう

教育の民主化を目的として、教育委員会制度が実施されてから二年経ちました。この十一月十日には、奈良縣教育委員三人を改選することとなり、選挙委員は、どんな仕事をする人でしょうか。教育委員会とはどんなものか。市民の皆様、十一月十日の投票を行う前に、少くとも次のことを心得て、立派な教育委員を選挙することとしましょう。

教育委員はどんな仕事をするのか

子供の教育は、学校の先生や親だけのする仕事では、民としてのもの仕事である。知事や市町村長の権限である教育(学校教育の外に社会教育も含む)字衛文

教育委員とは?

教育委員会は、これまで町村は五人で、おのおの一人だけ議決から選ばれる外は、すべて住民の公選によつて選ばれます。任期は四年ですが、一年ごとに半数

教育委員の仕事

教育委員は、おのおの町村は五人で、おのおの一人だけ議決から選ばれる外は、すべて住民の公選によつて選ばれます。任期は四年ですが、一年ごとに半数

市廳舎竣工す

一昨年十一月一日不慮の火災により焼失した市廳舎の復旧建築については、昨年六月八日竣工以来、浅沼組の手で建築を急いでいたが、このほど漸く竣工、白亜三層の鉄筋コンクリート造り、延建坪千余坪に余る立派な「市民の役所」が完成した。

何故こんな制度が設けられたか

教育行政を知事や市町村長にやらせないで、住民の直接選挙によつて選んだ教育委員によつてやらせるといふ教育委員会制度は何故必要なのでしょう。これは教育委員会法の第一條にはつきり示されています。即ち「教育が不当な支配に服することなく、國民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。

市廳舎竣工す

一昨年十一月一日不慮の火災により焼失した市廳舎の復旧建築については、昨年六月八日竣工以来、浅沼組の手で建築を急いでいたが、このほど漸く竣工、白亜三層の鉄筋コンクリート造り、延建坪千余坪に余る立派な「市民の役所」が完成した。



Table with 7 columns (日, 月, 火, 水, 木, 金, 土) and 4 rows of dates for November. Includes a small calendar grid.

Table titled '記念行事のあらまし' (Summary of Memorial Events) with columns for Date, Time, Location, and Content. Lists various events like '市廳舎展覧', '近畿高校野球大会', '奈良市立図書館', etc.

市民集會

活潑に開かる

八月に再開した「市民集會」は、市民の好評を博し、九月に第二回、十月に第三回と引続いて開催せられ、回を追って活況を呈し、議題も各校区民の要望に即して、市民の集いとして、市市政に対する関心と文化、教育の向上に資するところが大きかつたことは地方自治確立のため、まことによろこびに堪えない。

今後集會はできるだけ続け行予定であるから市民の皆さんも、夕食後のひとときを集會に出て、民主市政確立のため、建設的な御意見等申し述べられ、民意を十分反映するようにして頂きたいと思ひます。

第二回市民集會

九月十四日(済美) 改正地方税法について
 九月十五日(大宮) 地代家賃の改正について
 九月十六日(飛鳥) 地代家賃の改正について
 九月十六日(橿原) 校区内古文化財の再認識
 九月十六日(飛鳥) 改正地方税法について
 九月十七日(佐保) 国際文化観光都市建設法について
 改正地方税法について
 地代家賃の改正について
 広瀬とは何か
 九月十七日(郡山) 社会教育について
 九月十八日(葛井) 改正地方税法について
 国際文化観光都市建設法について

以上のとおりで、第二回市民集會は、大地方税法と地代家賃の改正が最も関心を



奈良市消防力強化
新車四台購入

せで十台になりました。この新車四台の機能検査を去る十月二十五日消防訓練場において行つた。今回の増車により火災現場の地形によつては長距離の中継注水を行はねばならぬ場合が往々起るのであるが、かかる際においても非常な強みとなり、将来は三笠、若草、春日、都路、の消防団員についての買付ともなるのである。

然し火災の防止は機動力の強化のみだけではなく市民皆様の防災へのより深く御理解によらねばなりません。これからは火災取扱いの機会が多い季節に入ることでもあり、國都法施行の文化都市たる奈良市を火災より守るべく皆様の絶大なる御協力を切望する次第であります。

第三回市民集會

市民集會も、本格的に軌道に乗り、第三回は十月十九日から二十一日にわたる間に、各校区それぞれ区民の要望を取入れ、次の日程で行われた。

十月十九日(郡山) 警察の組織と捜査
 山口市警察長
 成人教育のあり方について
 広瀬社会教育主事
 中島市社会教育課長

新しい地方税、特に市税改正が国会で遅れたために昭和二十五年度の税金は後半期に集中することとなり、大変皆さん方にとつても納税に大変な負担が降りかかると思はれます。この間に、固定資産税の納税に大変な負担が降りかかると思はれます。この間に、固定資産税の納税に大変な負担が降りかかると思はれます。

償却資産とは？

固定資産税及び償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産(鉱業、漁業、養蚕業、遊業その他)の無形減価償却資産を除く、その減価償却額又は償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

地方税法及び償却資産の...
 奈良市税條例の改正により、従来の地租、家屋税が廃止せられ、償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

市税はもう納めて頂きましたでしょうか
 改正が国会で遅れたために昭和二十五年度の税金は後半期に集中することとなり、大変皆さん方にとつても納税に大変な負担が降りかかると思はれます。

償却資産とは？

固定資産税及び償却資産とは、土地・家屋以外の事業用資産(鉱業、漁業、養蚕業、遊業その他)の無形減価償却資産を除く、その減価償却額又は償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

地方税法及び償却資産の...
 奈良市税條例の改正により、従来の地租、家屋税が廃止せられ、償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

市税はもう納めて頂きましたでしょうか
 改正が国会で遅れたために昭和二十五年度の税金は後半期に集中することとなり、大変皆さん方にとつても納税に大変な負担が降りかかると思はれます。

固定資産税の說明

課税標準及び税率

課税標準	税率	備考
昭和25年1月1日現在の時價	1.6/100	一級額 (仮決定)

四、申告書の提出及び申告期限等

期別	納期	納付額
1期(昭和25年12月15日から同月28日まで)	同	年税額
2期(昭和26年2月15日から同月28日まで)	同	同

市厚生住宅入居者決定

住宅建設の... 入居者決定... 募集したところ... 三百八名の申込... 者が殺到して今更なる住宅... 難の深刻さを痛感させられた。

ねすみ氏
 高價買受
 一四十圓也
 自十一月一日
 至十一月十日
 於市衛生課・各出張所

償却資産とは？

課税標準及び税率

課税標準	税率	備考
昭和25年1月1日現在の時價	1.6/100	一級額 (仮決定)

四、申告書の提出及び申告期限等

期別	納期	納付額
1期(昭和25年12月15日から同月28日まで)	同	年税額
2期(昭和26年2月15日から同月28日まで)	同	同

市厚生住宅入居者決定

住宅建設の... 入居者決定... 募集したところ... 三百八名の申込... 者が殺到して今更なる住宅... 難の深刻さを痛感させられた。

ねすみ氏
 高價買受
 一四十圓也
 自十一月一日
 至十一月十日
 於市衛生課・各出張所

市税はもう納めて頂きましたでしょうか

改正が国会で遅れたために昭和二十五年度の税金は後半期に集中することとなり、大変皆さん方にとつても納税に大変な負担が降りかかると思はれます。

昭和三十五年以降の納税の留意点

昭和三十五年以降の納税の留意点... 昭和三十五年以降の納税の留意点... 昭和三十五年以降の納税の留意点...

昭和三十五年以降の納税の留意点

昭和三十五年以降の納税の留意点... 昭和三十五年以降の納税の留意点... 昭和三十五年以降の納税の留意点...

昭和三十五年以降の納税の留意点

昭和三十五年以降の納税の留意点... 昭和三十五年以降の納税の留意点... 昭和三十五年以降の納税の留意点...